

石川県小松市  
安宅新産業団地  
立地意向調査（再公募）のご案内  
（安宅新産業団地立地意向調査要項）



令和6年（2024）1月  
小松市経済環境部  
産業創生室

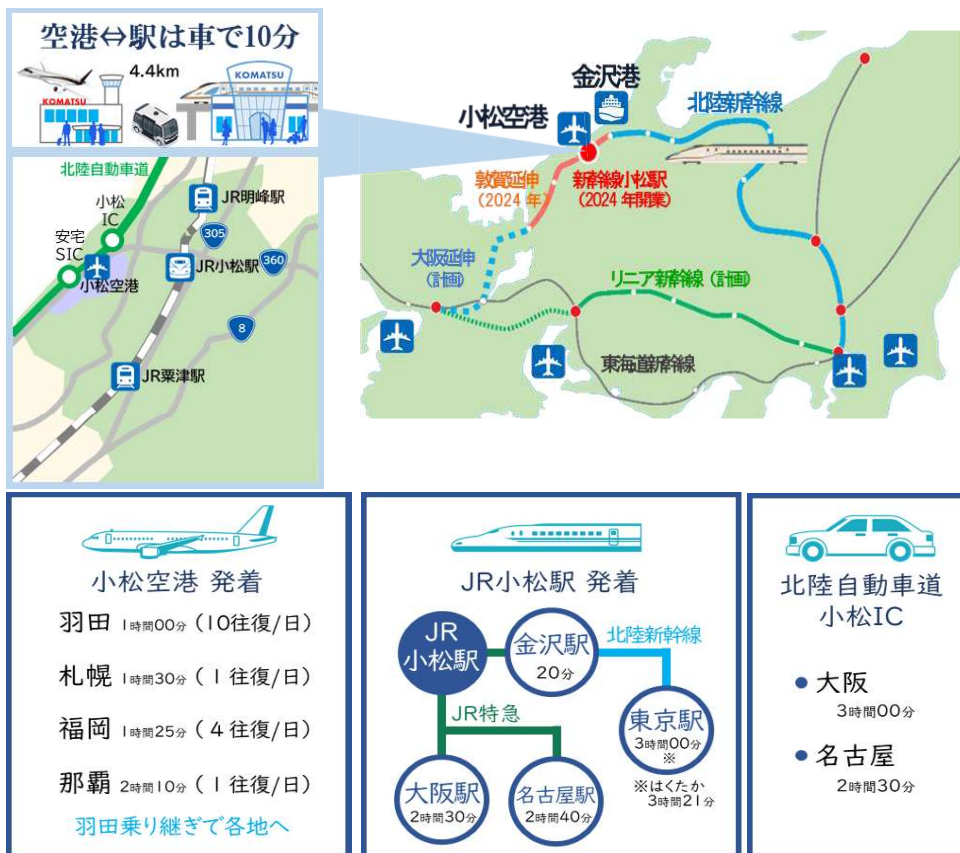
# 1. 安宅新産業団地について

## 優れた陸海空のアクセス抜群の新産業団地

小松市では、産業振興と魅力ある雇用機会を創出するため、昨年、安宅新産業団地の整備工事を完了いたしました。

開港から60年が経過する小松空港に隣接した「安宅新産業団地」は、空港から車で約2分、3月開業予定の北陸新幹線小松駅、北陸自動車道ICからは10分程度で、交通アクセスに優れた立地環境にあります。

昨年5月に、当産業団地への立地意向調査を実施したところ、多くの企業様から申出をいただき、数社の進出が正式に決定いたしました。この度、未決定となっている区画用地について再度、意向調査を開始いたします。県内外からの企業様の進出をお待ちしております。



## 海外との直接アクセスも充実



## 2. 産業団地の概要

名 称	安宅新産業団地
所 在 地	石川県小松市安宅新町 地内
面 積	分譲予定面積:約 5ha
分譲予定区画	1区画(別紙) ※分割可、面積 2ha 以上からの分譲となります。
用 途 地 域	工業地域 (建ぺい率:60%、容積率 200%)
鉄 道	JR 小松駅・北陸新幹線小松駅(3月16日開業)まで約4km
高 速 道 路	北陸自動車道 小松 IC まで約4km・安宅スマート IC まで約1.5km
空 港 等	小松空港隣接、金沢港まで 20km
都市計画道路	空港軽海線・木曾街道線(幅員 22m)・4車線(中央分離帯有)
地 区 計 画	周辺の自然・住環境との調和や産業団地としての適正な土地利用を図りながら、良好な景観及び環境を維持するための地区計画が定められます。詳しくは小松市特定プロジェクト推進室(TEL 0761-24-8100)までお問い合わせください。
高 さ 制 限 等	小松空港周辺には、飛行機が安全に着陸・運行するために欠かせない無線局への電波障害や航空法に基づき建築物等の高さ制限が定められておりますので、関係機関にお問い合わせください。 (1)建築物等の高さ制限 防衛省 航空自衛隊小松基地 第 6 航空団 司令部監理部 渉外室法務班 〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267番地 TEL 0761-22-2101(代表)内線565 (2)航空保安無線施設に対する電波障害 国土交通省 大阪航空局 中部空港事務所 システム運用管理センター システム統制官 〒479-8787 愛知県常滑市セントレア1丁目1番地 TEL 0569-38-1271~2
海 抜	約4m

## 3. 分譲面積・価格

面 積	分譲価格(坪単価)
50,000㎡	22,000 円/㎡(約72,800 円/坪) ※分譲は面積 2ha 以上からとなります。

#### 4. 施設・設備等

上水道	最大 3,000 m <sup>3</sup> /日かつ 125 m <sup>3</sup> /h(産業団地全体)
工業用水道	なし
地下水	石川県「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」により届出等が必要
雨水排水	進出企業により調整池整備
事業用施設排水	進出企業が設置する廃水処理槽、合併処理浄化槽等により処理し、排水路へ放流
電力	北陸電力(株)へお問い合わせください
都市ガス	なし
緑地率 (工場立地法)	環境施設:7%以上(緑地5%以上含む) 予定 「環境施設」とは 緑地および噴水・水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般開放された体育館等の屋内運動施設、企業博物館等の教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等のことをいいます。

#### 5. 申出資格

申出資格は、次の条件を全て満たす法人である必要があります。

- (1)安宅新産業団地(以下「土地」という。)の分譲予定区画において、**2ha 以上**の土地を取得し、事業用施設を建設し経営しようとする者であること。
- (2)事業用施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (3)土地の所有権移転の日から5年以内に操業を開始できる者であること。
- (4)公害の防止については、関係法令を遵守し、企業の責任において防止の措置を十分に講ずることができる者であること。
- (5)二酸化炭素の排出量削減など、良好な環境の形成及び保全ができる者であること。
- (6)都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (7)申出者が次のいずれにも該当していないこと。

A 次の申し立てがなされているもの

- ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
- イ) 会社更生法(平成14年法律第154条)第17条に基づく更生手続開始の申立て
- ウ) 会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立て

B 次に該当するもの

- ア) 小松市暴力団排除条例(平成24年小松市条例第11号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、ご注意ください。



## 6. 申出手続き

申出方法	立地意向申出書及び添付書類を指定の「受付場所」に持参又は郵送して下さい。 郵便の場合は書類の到着日を受付日とします。 立地意向申出書の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/shoukouroudou/kigyouricchi_shien/15007.html">https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/shoukouroudou/kigyouricchi_shien/15007.html</a>
受付期間	令和6年1月22日(月)～令和6年2月22日(木) ※土日祝日を除く 持参の場合は午前8時40分～午後5時25分
受付場所	小松市経済環境部産業創生室 〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 TEL(0761)24-8074
提出書類	(1)安宅新産業団地立地意向申出書(様式1,2) (2)建物等配置計画図(建物・構築物等を記入した平面図、配置図、パース等) (3)法人登記現在事項全部証明書(書類提出日より過去6ヵ月以内に発行されたもの) (4)主たる事業所における都道府県税・市町村税の直近の全税目の納税証明書 (5)直近5期分の貸借対照表・損益計算書 (6)その他、市が審査に必要と認めた書類を提出していただく場合があります。
申出に関する問い合わせ	申し出に関する問い合わせはメールでの受付となります。 回答は市ホームページにて公表いたします。(企業名は非公表) 受付期間:令和6年1月22日(月)～令和6年1月29日(月) 回答日:令和6年1月31日(水)午前10時予定 メールアドレス: <a href="mailto:syoukou@city.komatsu.lg.jp">syoukou@city.komatsu.lg.jp</a> メール件名:「安宅新産業団地立地意向申出問い合わせ」
注意事項	(1)提出書類は正本・副本(写)の各1部とします。 (2)提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。 (3)提出書類等の作成に要する費用は全額申出者の負担とします。 (4)提出書類の内容確認のため連絡する場合があります。立地意向申出書に記載いただく担当者は、事業計画等について説明ができる方としてください。

## 7. 優先交渉権者の選定方法

選定方法	(1)提出書類に基づき「小松市企業立地等促進委員会」において、総合的に審査・選考を行い優先交渉権者の決定をします。 (2)審査結果を書面により通知いたしますが、選考審査理由、結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じません。 (3)選定された優先交渉権者の事業内容について、関係機関等との協議を行いますが、協議結果によっては、優先交渉権者の資格を失うことがあります。また、この場合、小松市は一切の損害賠償責任を負わないものとします。 なお、優先交渉権者が行う建築計画に対して、申し出時に提案した計画等について法令上の制限等に基づき、部分的な修正を求めることがあります。
主な評価項目	(1)事業の優良性・・・事業の実現性、安定性など (2)地域経済効果・・・雇用の創出や地域経済効果など (3)環境・周辺交通対策・・・騒音、振動、緑化、CO2削減など環境負荷低減対応および交通渋滞対策 (4)地域貢献活動・・・地域貢献や社会奉仕活動など

## 8. 土地売買契約の締結

- (1) 立地企業の決定通知を受けた事業者は、市と土地売買仮契約を締結していただきます。なお、当該仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決を得た時に本契約の効力を生じるものとなります。
- (2) 土地売買仮契約に付される条件について
  - ① 土地の所有権移転の日から原則として5年以内に操業を開始する計画であること。
  - ② 土地の所有権移転の日から5年間は、分譲した土地および土地に建設された事業用施設の所有権の移転または地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定するときには、市の承認を得ること。
  - ③ 土地の所有権移転の日から5年間を期間とする買戻しの特約を付すこと。また、市が買戻しする場合、原則、土地は現状に回復して市に返還すること。
  - ④ 事業用施設の建設および操業において、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、産業廃棄物等による公害を未然に防止するため、自らの責任において公害防止のための施設を設置し、公害を未然に防止する措置を積極的に行うこと。
- (3) 土地売買仮契約に係る費用等について
  - ① 土地売買仮契約締結後、土地売買代金の100分の10に相当する金額を契約保証金として、市の指定する日までに一括して市に納入していただきます。
  - ② 契約保証金には利息を付さず、土地売買代金の一部に充当いたします。
  - ③ 本契約の効力発生後（議会の議決後）、契約保証金を除いた土地売買代金を、市が指定する日までに一括して市に納入していただきます。
  - ④ 当該仮契約締結に伴う諸経費は立地決定の通知を受けた企業の負担となります。
  - ⑤ 当該仮契約の内容に違反する場合など、市が必要と認めるときは、契約の解除とあわせて、違約金を徴する場合があります。

## 9. 売買土地の所有権移転登記および引渡し

- (1) 市は、土地売買契約の全額の支払いを受けたことを確認した後、土地売買契約を締結した企業から登記に必要な書類の提出を受けて、所有権移転および買戻し特約の登記を行います。
- (2) 登記に必要な登録免許税等の諸経費は、土地売買契約を締結した企業の負担となります。
- (3) 市は、土地売買契約者が売買代金を完納後、売買土地を引き渡し、登記識別情報通知書を交付します。
- (4) 売買土地の登記識別情報通知書の交付を受けた企業は、受領書を市に提出していただきます。

## 10. 手続き及びスケジュール

<p>令和6年1月22日(月) ~2月22日(木)</p>	<p>立地意向申出書及び添付書類の提出期間 ※申し出に関する問い合わせ 受付期間:令和6年1月22日(月)~1月29日(月) 回答日:令和6年1月31日(水)午前10時予定</p>
<p>令和6年3月中旬</p>	<p>企業立地等促進委員会の開催(審査)</p>
<p>令和6年3月下旬</p>	<p>優先交渉権者の決定(通知) ※企業名公表(市ホームページ)</p>
<p>令和6年4月~6月</p>	<p>本市および優先交渉権者、関係機関等との協議</p>
<p>令和6年6月頃予定</p>	<p>立地企業の決定(通知) ※企業名公表(市ホームページ)</p>
<p>令和6年7月</p>	<p>土地売買仮契約の締結</p>
<p>令和6年9月</p>	<p>土地の引き渡し(土地売買代金完納後)</p>